

食安輸発第0215003号
平成20年 2 月15日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成20年1月25日付け食安輸発第食安輸発第0125001号）にて通知したところですが、今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産あさり加工品からクロラムフェニコールを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくをお願いします。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

- 1 製品検査の対象食品
中国産あさり加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査の項目
クロラムフェニコール
- 3 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
- 4 試験品の採取方法
平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号別表2の4によること。
5. 検査の方法
昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由
クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。
7. 備考
クロラムフェニコールを検出した場合にあつては、食品衛生法第11条違反として措置すること。